

# 健康支援

## 1 保健室

保健室では、学生の皆さんの健康管理を推進するため、主に以下の業務を行っています。

開室時間	月曜日～金曜日	9：00～17：00
場所	交流棟3階	
電話	097-586-4314	
内線電話	4314	
携帯電話	090-1089-7923	
メールアドレス	sickroom@oita-nhs.ac.jp	

## 2 定期健康診断

学校保健法に基づき、毎年1回の定期健康診断があります。健康管理のため、必ず受診してください。

定期健康診断の結果、必要と思われる方には、後日保健指導を行います。

## 3 健康相談、応急処置

学内で気分が悪くなったり、けがをしたときの一時的な応急処置や健康相談が受けられます。利用に際しては、直接保健室に来室してください。

大学院生で夜間（17:00～21:10）の応急処置が必要な場合は、教員が対応します。また、健康相談を希望する場合は、メールや電話で申し出てください。

## 4 学生相談

- ・学生相談では、充実した学生生活を送るために必要な情報を提供したり、悩みや問題などを解決するための手助けをします。相談内容により、学内教職員が相談に応じますが、個人の秘密については厳守しますので、安心して相談してください。
- ・例えば…人間関係、学業、心身の健康、日常生活で困ったこと、課外活動やサークルのこと、家庭のこと、性格のこと、経済上のこと、進路のこと、など、その他いろいろな相談に応じます。
- ・セクシャル・ハラスメント等を受けた場合、本学には学生の権利を守るための制度を定めた規程もあります。

### ※相談の申し込み

受付は、保健室及び事務室で（月～金）行います。直接訪ねるか、電話（保健室 586-4314、事務室 586-4304）、E-mail(soudan@oita-nhs.ac.jp)にて申し込んでください。

学年担任も皆さんの相談の窓口です。担任教員の研究室を直接訪ねるか、E-mailにて申し込んでください。

## 5 保険

学部生は全員加入します。健康な生活を送るために、以下のことに留意してください。

### ① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、教育研究活動中（正課中、大学行事中、学校施設内にいる間、学外での課外活動中（大学に届け出必要））や通学中に発生した不慮の事故や災害によって被った傷害を補償する制度です。

本学では入学時に全員が加入しています。補償対象となる事由が発生したときは速やかに保健室又は事務室へ連絡し、事故報告書を提出してください。

担保範囲		死亡補償金	後遺障害補償金	入院加算費 (1日あたり)	医療保険費	接触感染 予防保険金
傷 害 保 険	正 課 中 学 校 行 事 中	2,000万円	90万円～ 3,000万円	4,000円	6千円～30万円 (治療日数4日 以上の場合)	1回の予防措置 対応につき 15,000円(定額)
	学 校 施 設 内 課 外 活 動 中 通 学 途 上 学校施設等相互間移動中	1,000万円	45万円～ 1,500万円	4,000円	3万円～30万円 (治療日数7日 以上の場合)	

### ② 学研災付帯学生生活総合保険

この保険は、①「学研災」の保障内容に加え、不慮の事故によるあらゆる傷害（24時間補償）、疾病、看護実習中の針刺し事故による感染の予防治療、第三者に対する賠償責任を保証する制度です。

補償条件・補償額は申込の際、各自が選択したコースで異なります。

補償対象となる事由が発生したときは速やかに保健室又は事務室へ連絡し、事故報告書を提出してください。

※ ①の学生教育研究災害傷害保険とは別支払い

(1～2年次生、編入3・4年次生)

保 険 金 額	ご契約タイプ	Aタイプ (自宅生用)	Bタイプ (下宿・寄宿生用)	Cタイプ (自宅生用)	Dタイプ (下宿・寄宿生用)
	傷害死亡後遺障害	100万円		300万円	
	入院・退院	(ケガ・病気とも対象) 治療費用実費 支払対象期間は通院または入院を開始した日から その日を含めて60日を経過した日の属する月の末日まで			
	救援者費用	100万円		300万円	
	賠償責任	お支払い限度額：対人・対物 1事故 1億円限度(自己負担額0円) (情報機器内のデータ破損は1事故500万円限度)			
	感染予防費用	50万円			
	生活用動産	補償対象外	50万円	補償対象外	50万円

	借家人賠償責任	補償対象外	300万円	補償対象外	300万円
--	---------	-------	-------	-------	-------

(3～4年次生)

保 険 金 額	ご契約タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ (3年次生のみ)
	傷害・死亡後遺障害	100万円	300万円	300万円
	入院・退院	(ケガ・病気とも対象) 治療費用実費 支払対象期間は通院または入院を開始した日から その日を含めて60日を経過した日の属する 月の末日まで		(ケガのみ対象) 入院日額5,000円 通院日額3,000円
	救援者費用問等	100万円	300万円	300万円
	賠償責任	お支払い限度額：対人・対物 1事故 1億円限度(自己負担額0円) (情報機器内のデータ破損は1事故500万円限度)		
	感染予防費用	50万円		

### ③ 健康保険証

医療機関の受診時には、健康保険証がないと、全額自己負担となります。親元を離れて暮らしている学生は「遠隔地被扶養者証」の交付を受けて、常に携帯してください。

この「遠隔地被扶養者証」は、事務室で在学証明書の交付を受け、保護者の勤務先等へ提出、請求すれば発行されます。